

令和2年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和2年3月18日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	中島正博	総務政策課員	芝健治
企画員		企画員	
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課員	宮本真里	住民生活課員	木村陽子
企画員		企画員	
住民生活課員	陸平志保	住民生活課員	瀬田和哉
企画員		企画員	
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員	三浦誠
		企画員	

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 所長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	上堀 公嗣

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 2 号 町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 上富田町延滞金徴収条例を廃止する条例
- 日程第 9 議案第 9 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 10 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 11 号 上富田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 12 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 13 号 上富田町農業振興地域整備促進協議会条例
- 日程第 14 議案第 14 号 上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 15 号 上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 16 議案第 16 号 上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 17 号 上富田町指定管理者選定委員会条例
- 日程第 18 議案第 19 号 令和元年度上富田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 19 議案第 20 号 令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算

(第2号)

- 日程第20 議案第21号 令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第22号 令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第23号 令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第24号 令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第25号 令和元年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第26号 令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第27号 令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第28号 令和2年度上富田町一般会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第29 議案第30号 令和2年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第30 議案第31号 令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第31 議案第32号 令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第32 議案第33号 令和2年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
- 日程第33 議案第34号 令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
- 日程第34 議案第35号 令和2年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第35 議案第36号 令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第36 議案第37号 令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第37 議案第38号 令和2年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第38 議案第39号 令和2年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第39 発委第1号 議案第30号 令和2年度特別会計介護保険予算に関する付帯決議
- 日程第40 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第42 議員派遣の件について
- 日程第43 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 議案第1号～日程第26 議案第27号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第1 議案第1号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件から日程第26 議案第27号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件まで26件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

△日程第1 議案第1号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第1号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件を採

決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第2号

○議長(大石哲雄)

日程第2 議案第2号、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第3号

○議長(大石哲雄)

日程第3 議案第3号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件について

て質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第4号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第4号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第5号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第5号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第6号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第6号、上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第7号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第7号、上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第8号

○議長(大石哲雄)

日程第8 議案第8号、上富田町延滞金徴収条例を廃止する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、上富田町延滞金徴収条例を廃止する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 9 議案第 9 号

○議長（大石哲雄）

日程第 9 議案第 9 号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 9 号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 10 議案第 10 号

○議長（大石哲雄）

日程第 10 議案第 10 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

10番、九鬼君。

まず、反対討論の発言を許します。

○10番（九鬼裕見子）

議案第10号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論をします。

この条例の一部改正は、応益割のうち、世帯ごとに係る平等割の負担軽減となりますが、一人一人に係る均等割は負担増となっています。国保加入者の現状を考えると、子育て支援の観点からも配慮が必要であると考えます。

よって、議案第10号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第11 議案第11号

○議長（大石哲雄）

日程第11号 議案第11号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例の件について

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第12号

○議長(大石哲雄)

日程第12 議案第12号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第13号

○議長(大石哲雄)

日程第13 議案第13号、上富田町農業振興地域整備促進協議会条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、上富田町農業振興地域整備促進協議会条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第14号

○議長(大石哲雄)

日程第14 議案第14号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第14号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第15号

○議長(大石哲雄)

日程第15 議案第15号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第16号

○議長（大石哲雄）

日程第16 議案第16号、上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号、上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 17 議案第 17 号

○議長（大石哲雄）

日程第 17 議案第 17 号、上富田町指定管理者選定委員会条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 17 号、上富田町指定管理者選定委員会条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 18 議案第 19 号

○議長（大石哲雄）

日程第 18 議案第 19 号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）の件について質疑を行います。

まず、歳出 24 ページから一括でお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

歳出質疑なし。

それでは、歳入 10 ページから 23 ページ一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第19号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件を採決
します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第20号

○議長（大石哲雄）

日程第19 議案第20号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)の件について質疑を行います。一括でお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第21号

○議長（大石哲雄）

日程第20 議案第21号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第21号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第22号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 1 議案第 2 2 号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 2 号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 2 2 議案第 2 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 2 議案第 2 3 号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 3 号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第24号

○議長（大石哲雄）

日程第23 議案第24号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第24号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 2 4 議案第 2 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 4 議案第 2 5 号、令和元年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 5 号、令和元年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 2 5 議案第 2 6 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 5 議案第 2 6 号、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第26号、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第27号

○議長（大石哲雄）

日程第26 議案第27号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第27号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 27 議案第 28 号～日程第 38 議案第 39 号

○議長（大石哲雄）

それでは、日程第 27 議案第 28 号、令和 2 年度上富田町一般会計予算の件から日程第 38 議案第 39 号、令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件まで 12 件を一括議題といたします。

当初予算の件については、予算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付しておりますとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読します。

令和 2 年 3 月 18 日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

予算審査特別委員会委員長松井孝恵。

委員会審査報告書。

令和 2 年第 1 回（3 月）定例会において本委員会に付託された各会計の予算案については、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。
記。

1、議件。

議案第 28 号、令和 2 年度上富田町一般会計予算から議案第 39 号、令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの 12 件。

2、審査結果。

議案第 28 号から議案第 39 号までを原案可決とする。

3、審査年月日。

令和 2 年 3 月 4 日、令和 2 年 3 月 12 日、令和 2 年 3 月 13 日、令和 2 年 3 月 16 日。
以上です。

○議長（大石哲雄）

本案に対する委員長の報告を求めます。

委員長、8 番、松井孝恵君。

○8 番（松井孝恵）

おはようございます。

ただいま議題となりました議案第28号、令和2年度上富田町一般会計予算から議案第39号、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの12議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

議案第28号から議案第39号までの12議案は、去る3月4日に当予算審査特別委員会に付託され、3月12日、13日、16日の3日間で当局から説明を受け、質疑を行い、3月16日には質疑を含め、討論、採決を行いました。

その結果、付託された12議案のうち、議案第28号から議案第32号の議案については賛成多数により可決、なお、議案第30号の議案につきましては附帯決議をつけて賛成多数により可決いたしました。

議案第30号、令和2年度上富田町特別会計介護保険予算の中で、たすけあいくちくまのステーション事業委託料が新事業としてノウハウのある社会福祉協議会に委託するものであるが、過去2年間の実績を見る限り、その効果を現時点で確認することはできません。そのような状態で多額の委託金をいきなり支出することの正当性が確認できません。

よって、令和2年度の期中、期末においてその実績を精査し、実績に見合った金額に修正することを求めます。

また、議案第33号から議案第39号までの7議案については、全会一致により全て原案のとおり可決するものいたしました。

各議案審査の過程においては、前年対比による増減理由、主な事業に関する説明書により、新規事業などの内容及び効果や積算根拠をただし、財政の健全化は確保されているか、決算審査の指摘事項などが予算に反映されているかどうかなど質疑、提言は広範にわたりました。

一般会計の総額は60億7,200万円で前年対比2億8,200万円の増で、主なものは、紀南環境広域施設組合負担金の増、文化会館音響設備改修事業及びスポーツセンター駐車場整備事業等の大型事業に関わる費用計上による予算増額を伴うものです。

厳しい財政事情の中、今後も予算の精査に努める必要があると考えます。

当局においては、新年度予算の執行につきましては、委員会において附帯決議がついた可決の議決を得たことの重みをしっかりと受け止めていただき、予定事業の推進に当たっていただくことを強く要望して、委員長報告いたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

△日程第 27 議案第 28 号

○議長（大石哲雄）

日程第 27 議案第 28 号、令和 2 年度上富田町一般会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10 番、九鬼君。

○10 番（九鬼裕見子）

議案第 28 号、令和 2 年度上富田町一般会計予算に対する反対討論をします。

令和 2 年度一般会計予算を見ると、今年度も商工費や保健体育費の予算が前年度より減額にはなっていますが、広く町外の方への取組となっています。当町において経済波及効果を期待しての地方創生事業ですが、立ち止まって検証されているでしょうか。

その一方で、町内に目を向けたとき、移動手段の改善策や高齢者福祉への予算が十分と言えるでしょうか。また、昨年 10 月に実施された消費税 10%への増税は、私たちの暮らしを圧迫しています。そんな中、限られた財源をどう使うか、町民の立場に立った福祉の心で一般会計予算を考えられないでしょうか。

よって、議案第 28 号、令和 2 年度上富田町一般会計予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

12 番、木本君。

○12 番（木本眞次）

私は、議案第 28 号、令和 2 年度上富田町一般会計予算に賛成いたします。

理由といたしましては、住宅管理費の中で定住促進住宅駐車場整備事業費 1,200 万円が計上されています。これは、令和元年度の決算で口頭指摘事項により、定住促進という目的から入居率を上げることに一層の努力をされたい。また、利便性を考慮し、住環境の整備をし、若い人に住民になってもらうための努力も必要ではないかとの決算

の口頭指摘事項が令和２年度予算にすぐさま反映されています。これは、指摘事項の重みを十分理解してくれたものと思います。

よって、私は、令和２年度上富田町一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２８号、令和２年度上富田町一般会計予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２８ 議案第２９号

○議長（大石哲雄）

日程第２８ 議案第２９号、令和２年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

１０番、九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

議案第２９号、令和２年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に対する反対討論をします。

新制度の下でも、賦課徴収の権限が上富田町にある中で、令和２年度の上富田町の国

保税率は、県が示す標準保険料率とせず、国保基金積立金の取崩しで軽減措置を講じ、1人3,000円の減額がされていますが、均等割の負担率は昨年より増えています。国保加入者の多くが低所得者であることを考え、子育て支援の観点からも、18歳までの子供に係る均等割の全額免除に踏み切ることも必要ではないかと思えます。

よって、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第29 議案第30号

○議長（大石哲雄）

日程第29 議案第30号、令和2年度上富田町特別会計介護保険予算の件について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第30号、令和2年度上富田町特別会計介護保険予算に対する反対討論をします。
介護保険料は第7期の3年目となりますが、県下で一番という保険料です。低所得者保険料軽減が実施されていますが、住民税均等割の方は軽減対象にならず、年収の約1か月分が年金天引きとなっています。

また、介護保険の利用も市町村に委ねられ、サービスの利用が必要な方にも、軽度者としての通いの場での対応となっています。高齢になれば介護が必要になるのは当然です。安心して介護の利用ができる予算になることを願って、令和2年度上富田町特別会計介護保険予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号、令和2年度上富田町特別会計介護保険予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第30 議案第31号

○議長（大石哲雄）

日程第30 議案第31号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第31号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に対する反対討論をします。

後期高齢医療保険制度は、75歳以上別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じてもらおうと始まった医療制度です。医療制度ができた当時、多くの反対の声に動かされ、低所得者に対して9割軽減制度ができました。当町において、令和元年所得ゼロ人数は被保険者数の53.5%となっています。しかし、9割軽減措置が廃止され、軽減率が下がっています。まさに高齢者に痛みを感じてもらおう政策となっています。

さらに政府は、消費税増税は社会保障のためと繰り返しながら、全世代型社会保障の名の下に社会保障削減を繰り返しています。後期高齢者医療は、広域連合といえども意見を述べることができますが、その対応をされたでしょうか。

よって、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第31号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 1 議案第 3 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 1 議案第 3 2 号、令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算について
討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10 番、九鬼君。

○10 番（九鬼裕見子）

議案第 3 2 号、令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に対する反対討論を
します。

昨年の宅地造成事業予算と比較しても、ほとんど計画が進んでいない予算となっ
ています。町の保有地の売却予定があるとのことですが、計画的に取り組み、毎年行
われている繰上充用額の減額に努められる宅地造成事業になるよう発言し、令和 2
年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 2 号、令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算の件を採決
します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 2 議案第 3 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 2 議案第 3 3 号、令和 2 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 3 号、令和 2 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 3 議案第 3 4 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 3 議案第 3 4 号、令和 2 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 4 号、令和 2 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第34 議案第35号

○議長（大石哲雄）

日程第34 議案第35号、令和2年度上富田町特別会計奨学事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第35号、令和2年度上富田町特別会計奨学事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第35 議案第36号

○議長（大石哲雄）

日程第35 議案第36号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第36号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第36 議案第37号

○議長(大石哲雄)

日程第36 議案第37号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第37号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第37 議案第38号

○議長(大石哲雄)

日程第37 議案第38号、令和2年度上富田町水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第38号、令和2年度上富田町水道事業会計予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第38 議案第39号

○議長（大石哲雄）

日程第38 議案第39号、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第39号、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

ここで9時55分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時53分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第39 発委第1号

○議長（大石哲雄）

日程第39 発委第1号、議案第30号、令和2年度上富田町特別会計介護保険予算に関する附帯決議の件を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読します。

上富田町議会議長大石哲雄様。

予算審査特別委員会委員長松井孝恵。

議案第30号、令和2年度上富田町特別会計介護保険予算に関する附帯決議。

上記議案を別紙のとおり、上富田町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本案に対する委員長の提案説明を求めます。

委員長、8番、松井孝恵君。

○8番（松井孝恵）

発委第1号として提出する議案第30号、上富田町特別会計介護保険予算に関する附帯決議の提案理由の説明をいたします。

令和2年上富田町議会第1回定例会に町長が提出した令和2年度上富田町特別会計介護保険予算では、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、1目総務管理費、13節委託料の中で「たすけあいくちくまのステーション事業委託料」として300万円の予算を計上しています。

この事業は、過去2年間、包括支援センターにおいて行ってきたものでありますが、

実績について昨年度は利用者6件28回との報告がありました。

今年度、事業拡大のためにノウハウのある社会福祉協議会に委託するものであります。今回、委託金に対する支出根拠を聞いたところ、年間50件2名での計算となっております。

この事業は、利用者のニーズをお聞きしボランティアとのマッチングを行うもので、対価は利用者から直接ボランティアに支払われています。委託金については社会福祉協議会対応者の仕事内容により、1人1時間当たり2,250円から2,500円として算出されています。

上富田町にシルバー人材センター的な仕組みがないことからその必要性は認めるものの、過去2年間の実績を見る限りその効果を現時点で確認することはできません。

そのような状態で、多額な委託金をいきなり支出することの正当性が確認できません。よって、実績を見た上で正当な委託金額にすべきものと考えます。したがって、令和2年度、期中、期末においてその実績を精査し実績に見合った金額に修正することを求めます。

以上、決議いたします。

令和2年3月18日。

上富田町議会。

なお、この議案は予算審査特別委員会において賛成多数により可決され、提出するものであります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

以上をもって、委員長の提案説明を終わります。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第40 議案第40号

○議長（大石哲雄）

日程第40 議案第40号、公の施設の指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第40号に対する質疑を行います。

上富田町道の駅くちくまの設置及び管理に関する条例の指定管理者の選定、第5条の2に、町長は、道の駅の性質または目的を達成するため、次に掲げる基準により選定者を選定するとあります。1、地域産業の育成、2、地域資源の活用、3、地域情報の発信、この3項目で、どう評価されたのですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

6番、吉本議員のご質疑にお答えいたします。

道の駅設置条例第5条第2項の各号についての選定いかんということでご質疑をいただきました。

今回1年間の暫定期間といえども、庁内、つまり職員等4名による評価作業を行いました。具体的には7つの項目があり、それを5段階評価しております。今般、道の駅の性質または目的を達成するために、地域産業の育成、地域資源の活用、地域情報の発信という基準につきましては、7つの項目のうちの一つ、実施事業計画という項目があり、その5段階評価をいたしております。評価者は4名おまして、うち2名は4点、うち2名は3点という採点をしております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

今、1、2、3点の全ての評価を言っていたんですか。1でどう、2でどう、3でどうという。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

すみません、ちょっと説明が足りなくて申し訳ございません。

7つの項目がありまして、その7つの項目について一つずつ5段階評価ということになっていまして、満点は35点ということになります。今回その7つの項目のうち一つの項目について5段階評価という中で、その中で4点のものが2人、3点のものが2人ということがございます。すみません、7つの項目があるということなので、極端な話をすれば、オール3であったら、21点ということになります。1人当たり21点。この場合は妥当という評価にしています。20点以下であれば、不適という評価をしております。22点から29点は良好という評価をしております。30点から35点の満点までは優良という評価をしています。

つまり、上から、優良、良好、妥当、そして不適という、そういう評価方法にしております。今回4人のうち、Aと言いますが、Aは27点、Bは25点、Cは24点、Dは22点ということで、全員、4項目あるうちの上から2番目の良好という評価をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

そしたら、この1、2、3は7つの項目の中に入っているということですね。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

質疑にお答えいたします。

そのとおりでございます。7つの項目の中に入っております。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第40号、公の施設の指定管理者の指定についての件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第41 議案第41号

○議長（大石哲雄）

日程第41 議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
討論を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
討論を省略します。
お諮りします。
ただいま議題となっております議案第41号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第41号についての件はこれに同意することに決しました。

△日程第42 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第42 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第43 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出について

○議長（大石哲雄）

日程第43 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会木本眞次委員長より27項目、産業民生常任委員会山本明生委員長より25項目、議会広報特別委員会榎木正行委員長より2項目、議会運営委員会木本眞次委員長より3項目、以上となっております。

また、2、目的については所管事務調査、3、方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派

遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規約第75条の規定により閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和2年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを可決していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本定例会で、令和2年度の一般会計、特別会計の12議案のご承認をいただきました。この予算は令和2年度の行政執行の基本となるものであり、開会日の冒頭の挨拶並びに予算審査特別委員会で予算編成の過程を説明し、財源不足についても説明をしていますが、行政運営に当たる上におきましては、教育や福祉、保健、医療など、また、地域の振興対策を充実することも必要であると考えております。

また、令和2年度も厳しい財政状況に変わりなく、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、町の方針としましては、平成30年度からの事業仕分け、県事業の見直しについては今年度も継続し、なお一層の取組を進めてまいります。

また、予算審査特別委員会、松井委員長より報告のありました議案第30号、令和2年度上富田町特別会計介護保険予算につきましては、各委員さんからの指摘に伴い、附帯決議で可決をされています。このことにつきましては、当局といたしましては、真摯に受け止め、今後の事業の展開や進捗状況、実績報告などについては、議長さんと相談をしながら進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

今後におきましても、予算執行に当たっては、予算審査特別委員会並びに監査委員の指摘事項を十分に反映し、取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和元年度一般会計補正予算の小中学校のトイレ洋式化の設備修工事につきましては、全額令和2年度へ繰越し事業とし、4月中に入札を行い、休校日に作業を行って、夏休み中に完成予定としています。

次に、令和2年度の朝来小学校中庭整備事業の950万円のうち、朝来財産区より300万円を繰入れしていただいています。

また、市ノ瀬河川公園遊具設置工事300万円のうち、市ノ瀬財産区より150万円を繰り入れしていただいております。朝来財産区様、市ノ瀬財産区様にお礼を申し上げます。

また、次の町議会定例会までには様々な行事が予定されていますが、新型コロナウイルス感染対策中でありますので、決定については状況を見ながら判断したいと考えています。

3月23日の各小学校の卒業式につきましては、保護者の皆様、議員各位にお知らせをしておりでございます。

4月1日には、町職員の人事異動から始まりまして、4月8日の各小中学校の入学式、5月9日、10日のプロ野球ウエスタンリーグ公式戦、5月27日のチャレンジデーなどがございますので、議員各位におかれましても、ご参加、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。令和2年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和2年第1回上富田町議会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会 午前10時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 樫木 正行

議事録署名議員 九鬼裕見子